

令和7年度 教育・保育施設等入所申込案内

香美市教育委員会 教育振興課 幼保支援班

【教育・保育給付認定申請について】

香美市に住民登録をしている児童が、新規に保育所（園）や認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所等を利用するには、香美市役所に入所を申し込むとともに教育・保育給付認定申請をしていただく必要があります。申請がありましたら、教育・保育給付を受ける資格等を認定し、支給認定証を交付します。継続利用の方で、すでに有効な支給認定証をお持ちの方は、教育・保育給付認定申請は必要ありませんが、現況届の提出が必要です。

【教育を希望する場合】

1号の教育・保育給付認定を受ける必要があります。

利用時間の認定は、1日4～5時間（教育標準時間）になります。

1号認定	満3歳以上で幼児期の教育（幼稚園等）を希望する子ども
------	----------------------------

※受付場所・受付期間が異なります！！（9ページにて詳細をご確認ください。）

【保育を希望する場合】

2号又は3号の教育・保育給付認定を受ける必要がありますが、そのためには、保護者の方が保育を必要とする事由に該当しなければなりません。

また、利用時間（保育必要量）の認定は、保育を必要とする事由の内容によって保育標準時間（最長11時間）と保育短時間（最長8時間）に区分されます。

2号認定	満3歳以上で保育を必要とする子ども
------	-------------------

3号認定	満3歳未満で保育を必要とする子ども
------	-------------------

（保育を必要とする事由）

- ① 1カ月において48時間以上労働することを常態とすること。
- ② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと。（出産予定日の6カ月前から出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）
- ③ 病気や負傷、又は心身に障害があること。
- ④ 同居（長期入院等を含む）の親族を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 学校や職業訓練校に就学していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ 既に保育を利用している児童に、育児休業中も継続利用が必要と認められること。
- ⑩ 市長が認める前各号に類する状態にあること。



※ 上記事由のうち、期日のあるものや②⑥⑨は認定の有効期間や入所承認期間が限られます。

【入所申込書の受付場所】

香美市教育委員会 教育振興課幼保支援班（本庁舎2階3番窓口）（TEL 0887-53-1088）

香美市教育委員会 香北分室（香北支所内）（TEL 0887-52-9287）

香美市教育委員会 物部分室（物部支所内）（TEL 0887-52-9290）

※ 郵送での受付は、原則行いません。特段の事情のある方は、事前にご連絡ください。

※ 入所申込には、家庭の事情を説明できる方がお越しく下さい。

【令和7年度教育・保育施設のクラス編成】

クラス	生	年	月	日
5歳児クラス	平成31年（2019年）	4月2日	～	令和2年（2020年）4月1日
4歳児クラス	令和2年（2020年）	4月2日	～	令和3年（2021年）4月1日
3歳児クラス	令和3年（2021年）	4月2日	～	令和4年（2022年）4月1日
2歳児クラス	令和4年（2022年）	4月2日	～	令和5年（2023年）4月1日
1歳児クラス	令和5年（2023年）	4月2日	～	令和6年（2024年）4月1日
0歳児クラス	令和6年（2024年）	4月2日	～	※保育施設により受入開始月齢が異なります。詳しくは、2ページをご覧ください。

【2・3号（保育希望）入所申込書の受付期間】

1. 令和7年度4月当初からの入所を希望する方

a. 一次募集期間

《受付期間》 令和6年12月2日（月）～令和6年12月13日（金）まで（土日除く）

《受付時間》 午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

※ 午後7時まで受付時間を延長する日

幼保支援班のみ 12月4日（水）、12月10日（火）

b. 二次募集期間

《受付期間》 令和6年12月16日（月）から令和7年2月28日（金）まで（土日祝日除く）

《受付時間》 午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

※ ただし、定員に空きがない場合は入所できません。待機児童となります。

2. 令和7年度 途中入所を希望する方

《受付期間》 入所を希望する月の前月1日から受付（土日祝日除く）

《受付時間》 午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

※ ただし、定員に空きがない場合は入所できません。待機児童となります。

3. 継続児童の方

① 現在入所している園の継続を希望する方

《受付期間》 書類配布～令和6年11月15日（金）まで（土日祝日除く）

《受付時間》 午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

《受付場所》 在園中の保育園

② 香美市内の施設に転園を希望する方

《受付期間》 令和6年12月2日（月）～令和6年12月13日（金）まで（土日除く）

《受付時間》 午前8時30分から正午及び午後1時から午後5時15分まで

《受付場所》 教育振興課幼保支援班、香北分室、物部分室

③ 香美市外の施設に転園を希望する方は、早めに幼保支援班までお問合せください。



【保育時間について】

保育短時間は、午前8時30分から午後4時30分までです。

保育標準時間は、午前7時30分から午後6時30分までです。

ただし、標準時間は、就労証明書等にかかれた時間に見合った範囲での利用になります。

なお、土曜日や時間外の保育も就労証明書等にかかれていた時間に見合った利用ができます。

【時間外保育について】

勤務時間等、やむを得ない事情により、時間外保育を必要とされるご家庭については、必要な保育時間を定めて保育を行います。

【土曜日保育について】

土曜日は、ご家庭で保育のできない児童のみをお預かりしています。

なお、止むをえない理由で、急遽土曜日保育が必要となった場合には、前日の夕方までに施設にお申し出ください。

【施設利用時間】 ※時間外保育時間を含む。

保育園名	定員 (人)	保育実施年齢	施設開所時間	
			月曜日～金曜日	土曜日
なかよし保育園	200	生後2ヶ月～2才	7:30～18:30	7:30～12:30
		3才～5才	7:30～18:30	7:30～18:30
あけぼの保育園	210	生後2ヶ月～5才	7:00～19:00	7:00～19:00
片地保育園	60	生後6ヶ月～5才	7:30～18:30	7:30～12:30
新改保育園	65	生後6ヶ月～5才	7:30～18:30	7:30～12:30
若藤保育園	30	3～5才	8:00～16:30	8:00～12:00
美良布保育園	145	生後2ヶ月～5才	7:30～18:30	7:30～18:30
大栃保育園	60	生後6ヶ月～5才	7:30～18:30	7:30～12:30
ひまわり保育園 (私立)	80	産休明け～2才	7:00～18:30	7:00～18:30
三育ほっとハウス (私立)	16	産休明け～2才	7:30～18:30	7:30～18:30
土佐山田幼稚園 (認定こども園)	45	2～5才	7:30～18:30	8:00～13:00
第二土佐山田幼稚園 (認定こども園)	75	2～5才	7:30～18:30	8:00～13:00

※ なかよし保育園の土曜日一日保育は3才～5才のみです。

※ ひまわり保育園・三育ほっとハウスは、0才～2才までの保育施設です。

※ 土佐山田幼稚園・第二土佐山田幼稚園は、満3才より教育（1号認定）を希望することが可能です。教育（1号認定）を希望される場合は、施設へ直接お申込みください。

※ 勤務先・勤務時間の変更等により、施設利用時間の変更を希望される場合は、「就労証明書」等の勤務時間等の変更が分かる証明とともに「保育利用時間申請書」を再提出してください。なお、保育時間（短時間・標準時間）が変わる場合は、教育・保育給付認定変更申請も必要です。

【入所の承認（決定）について】

1. 2・3号（保育希望）入所希望者の選考について

- ・ 一次募集の期間内に申し込んだ入所希望者が保育園の定員を超えた場合、4月1日（4/2～4/15迄の育休からの復職については復職日時点）の保育の必要性により選考し、入所を承認（決定）します。また、保育の必要性が同じ場合は抽選となります。※受付順ではありません。
- ・ 第1希望の施設に入所できなかった場合は第2希望以降の施設で再度選考を行いますので、申込案内で確認の上、希望施設をご記入ください。第1希望の施設のみご記入の方は、第1希望の施設に入所できなかった場合は待機となります。
- ・ 二次募集は、定員に空きのある施設について受付します。二次募集期間内に申し込んだ入所希望者が定員を超えた場合、一次募集と同様に選考し、入所を承認（決定）します。※受付順ではありません。
- ・ 途中入所は、定員に空きのある園について令和7年3月1日以降、入所の前月1日より受付を行い、受付日順で入所を承認（決定）します。
- ・ 施設により開所時間や、土曜日保育における午後の実施の有無が異なります。

2. 教育・保育給付認定及び保育所入所承認の通知について

- ・ 令和7年4月当初からの入所希望者については、一次受付分を令和7年1月下旬～2月上旬に、二次受付分を令和7年3月上旬に通知する予定です。
- ・ 途中入所の方については、入所申込書を受理後、30日以内に通知する予定です。
- ※ 入所が決定したのち入所を辞退される場合は、「入所辞退届」を提出してください。届出用紙は、幼保支援班・香北分室・物部分室にありますので、窓口にて手続きをしてください。

- ※ 転入予定で申し込んだ方については、通知は転入後となります。転入手続きがお済みになりましたら、すみやかにお知らせください。



【利用者負担額（保育料）等について】

1. 利用者負担額（保育料）の無償化について

- 0歳～2歳の市町村民税非課税世帯および3歳～5歳の全世帯の保育料は無償化の対象です。

（注）年度途中で誕生日を迎えて3歳になった場合、無償化の対象となるのは次の4月1日以降です。ただし幼稚園と認定こども園の教育希望については満3歳の誕生日の翌月から無償化の対象になります。

利用者負担額は、公立保育園・私立保育園・認定こども園の2・3号ともに同じです。

2. 副食費（おかず代）について

- 公立保育園
副食費（おかず代）などの実費徴収分は、保護者の負担となります。
3歳～5歳の副食費は月額4,800円（予定）です。
- 認定こども園
副食費、時間外保育料、通園送迎費などの実費徴収分は、保護者の負担となります。
副食費（おかず代）は、以下に該当する場合、徴収免除となります。
- ※ 徴収免除対象：3歳～5歳の年収360万円未満相当世帯と、保育所等に同時入所している最年長の子どもを第1子とカウントした第3子以降の子ども
（認定こども園の教育希望は小学校3年生以下～年少までをカウント）
- ※ 0歳～2歳の副食費を含む給食費は利用者負担額に含まれます。

3. 利用者負担額等の決定について

利用者負担額は、申込児童の属する世帯にかかる市町村民税額によって決定します。

4～8月分は、令和6年度市町村民税額（令和5年分）により決定し、令和7年4月上旬に通知予定、9～3月分は、令和7年度市町村民税額（令和6年分）により決定し、令和7年9月上旬に通知予定です。

この課税年度の変更により、利用者負担額が変わる場合があります。

※ 詳細は、別紙『令和7年度香美市保育料等利用者負担基準額表』をご覧ください。

注意点

- ・ 令和5年分の所得の申告がお済でない方は、申告を済ませておいてください。
- ・ 利用者負担額の基礎となる市町村民税額については、次の税額控除等は適用されません。
寄附金税額控除／外国税額控除／住宅借入金等特別税額控除／配当控除等
- ・ 香美市以外で課税されている保護者の方で、個人番号提供書を提出されない場合は、所得課税証明書の提出が必要です。

- 9月に利用者負担額算定の基になる市町村民税の課税年度が切り替わるため、保育所の利用時期により必要になる証明書の年度が変わります。

利用時期	必要な方	必要な書類
令和7年4～8月	令和6年1月1日時点、香美市に住民票がないなど香美市以外で課税され、 <u>個人番号提供書を提出されない保護者</u>	令和6年度所得課税証明書（控除の内訳、課税状況が記載されたもの） ※写し可
令和7年9月～令和8年3月	令和7年1月1日時点、香美市に住民票がないなど香美市以外で課税され、 <u>個人番号提供書を提出されない保護者</u>	令和7年度所得課税証明書（控除の内訳、課税状況が記載されたもの） ※写し可

※所得課税証明書は、個人番号提供書を提出されない方のみ必要です。令和7年度所得課税証明書の取得が可能となる日は、令和7年1月1日現在の住所地の市町村にお問合わせください。

※個人番号提供書または所得課税証明書の提出がない場合は、利用者負担額が最高額となります。

4. 利用者負担額等の納付について

◀ 公立保育園・ひまわり保育園 ▶

利用者負担額等の納付は、口座振替と納付書による納付のいずれかの方法があります。

納期は毎月末日です。ただし、12月については25日が納期となります。

（納期が金融機関の休業日にあたる場合は、次の直近の営業日となります。）

納期限内に必ず納めてください。

保育所を長期欠席された場合でも、全額納めていただきます。

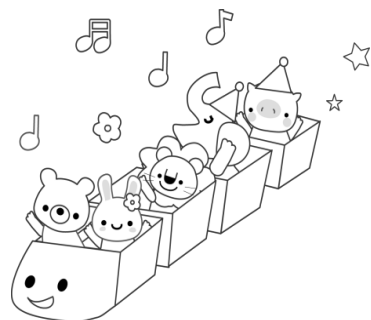
毎月の納期限内に納付されなかった場合は、督促状や催告書の送付を行います。

上記によっても、納付がない場合は財産（動産、不動産、給与、預貯金など）の差し押さえなどの滞納処分を行うことがあります。

◀ 三育ほっとハウス・認定こども園 ▶

利用者負担額等の納付は、各施設への納付となります。

詳しくは、希望する施設へお問い合わせください。



5. 利用者負担額の変更について

利用者負担額決定後に市町村民税額や世帯の状況が変わると、利用者負担額が変更となる場合があります。修正申告等により税額が修正された場合、すみやかに幼保支援班に届け出てください。届出の翌月から利用者負担額が変更となります。

婚姻や離婚などにより入所児童の世帯構成が変わった場合のほか、同居（生計が同一）の方が障害児（者）となった場合、保育必要量（標準時間・短時間）が変わる場合についても、利用者負担額が変更となる場合がありますので、すみやかに幼保支援班に届け出てください。

※過年度分の利用者負担額は、変更されません。

※教育・保育給付認定期間中に保育必要量や保育を必要とする事由が変わる場合は、教育・保育給付認定変更申請が必要です。

6. 多子軽減について（0～2歳児クラスのみ）

○ 2号・3号認定の場合（保育希望）

同一世帯から未就学の児童が、同時に施設に入所している場合、第2子以降の利用者負担額が軽減されます。

※ 同時入所の人数算定には、保育所の他に幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援、医療型児童発達支援、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業又は企業主導型保育事業を利用している児童を含めます。

また、市民税所得割額57,700円未満（教育・保育給付認定保護者又は当該教育・保育給付認定保護者と同一世帯に属する者が要保護者等である世帯は77,101円未満）の3号認定子どもについては、多子計算に係る年齢制限はありません。同一世帯の最年長の子どもからカウントします。保育所等を利用しているかは問いません。

保育所（園）への入所申込方法



【保育所（園）とは】

保育所（園）は、保護者が働いている等の理由により、子どもを家庭内で保育することが困難なときに限って、保護者に代わって子どもを日中に保育することを目的とした児童福祉法に基づく児童福祉施設です。
そのため、育児、家事及び集団教育を理由として入所することはできません。

【保育所に入所するための条件について】

児童の保護者等が下記の保育を必要とする事由のいずれかに該当し、保護者が日中に児童の保育ができないと認められ、かつ香美市に居住し、住民登録をしている場合、『保育を必要とする児童』として、保育所に入所することができます。



（保育を必要とする事由）

- ① 1カ月において48時間以上労働することを常態とすること。
- ② 妊娠中であるか、又は出産後間がないこと（出産予定日の6カ月前から出産日より8週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで）。
- ③ 病気や負傷、又は心身に障害があること。
- ④ 同居（長期入院等を含む）の親族を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 学校や職業訓練校に就学していること。
- ⑧ 虐待やDVのおそれがあると認められること。
- ⑨ 既に保育を利用している児童に、育児休業中も継続利用が必要と認められること。
- ⑩ 市長が認める前各号に類する状態にあること。

※保育園に園区はありません。

※上記事由のうち、期日のあるものや②⑥⑨は認定の有効期間や入所承認期間が限られます。

【入所申込書・転園申込書の提出時の注意点】

- * 入所を希望する施設は、通園可能な施設をできる限り記入してください。選考により、第1希望の施設に入所できなかった場合は、第2希望以降の施設で選考を行います。第1希望しか書かなければそこに入所できる確率が高くなるということはありません。第1希望のみご記入で、希望の保育施設に入所できなかった場合は、待機児童となります。
- * 7ページの①～⑤の書類は、入所の必要性（児童の日中の保育が困難な状態にある世帯であること、保育が必要な程度）の確認のために必要です。必ず受付期間中にご提出ください。書類の提出があるまで、入所申込は受理することができません。
- * 父又は母等の税額が不明な方のいる未申告世帯の場合、税額資料がないため、最高額の利用者負担額を納めて頂くようになります。なお、提出後の利用者負担額の再計算は、提出の翌月（初日の場合は、当月）からとなりますのでご注意ください。

【 入所申込に必要な書類について 】

【新規申込児童】

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）
- ◆ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）に係る個人番号提供書
- ② 教育・保育施設等入所申込書
- ③ 家庭状況調査票
- ④ 保育を必要とする事由を確認できる書類（8ページ参照）
- ⑤ 保育利用時間申請書（2ページ参照）
- ⑥ 利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書（該当者のみ提出必要）

新規申込児童の方は、申込の際に下記のものをお持ちください。

1. 保護者（申請者）の方の個人番号を確認できる書類（いずれか1点）
個人番号カード・通知カード・個人番号記載の住民票の写し
2. 入所申し込みの手続きに来られる方の本人確認に必要な書類（いずれか1点）
個人番号カード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳などの顔写真付きのもの
※健康保険証・介護保険被保険者証・国民年金手帳などの場合は2点必要です。

【転園申込児童】

「保育所等転園申込書」と以下の書類が必要です。

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）
- ④ 保育を必要とする事由を確認できる書類（8ページ参照）
- ⑤ 保育利用時間申請書（2ページ参照）
- ⑥ 利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書（該当者のみ提出必要）
※転園を希望する施設が希望者多数の場合は、転園できない場合があります。

【継続申込児童】

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）
- ④ 保育を必要とする事由を確認できる書類（8ページ参照）
- ⑤ 保育利用時間申請書（2ページ参照）
- ⑥ 利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書（該当者のみ提出必要）

【書類の注意点】

- ※ 「④保育を必要とする事由を確認できる書類」は、入所児童の父母又は現に児童を扶養している保護者の分が必要です。8ページを参考に、該当する書類をご提出ください。
- ※ 「⑤保育利用時間申請書」は2ページを参考に、標準時間保育及び土曜日保育の利用の有無を申請してください。
- ※ 「⑥利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書」はひとり親世帯又は入所児童と同居（生計が同一）の方が在宅障害児（者）の場合で、利用者負担額等の軽減を受ける場合に提出してください。
- ※ 虚偽の就労証明を添付するなど不正な申込をされていた場合、入所が取り消されます。
- ※ 個人番号提供書を提出されない方は、令和6年度所得課税証明書が必要です。

【食物アレルギーについて】

保育園の給食では、現在保護者のご理解やご協力をいただきながら、保育園との話し合いにより原因の食品の除去を基本とした対応をしています。

食物アレルギー児への対応は、命にも関わることで、除去することは重要ですが、アレルギーの原因となる食品は、子どもの成長の上で大切な卵、牛乳・乳製品などの食品であることが多く、医師の指示に従って慎重に対応することが必要だと考えています。

そのため、食物アレルギーをお持ちのお子さんについては、原則、医師の診断書又は除去食指示書の提出をお願いします。

継続のお子さんについても、成長等を考慮し1年に1度、診断書等の提出をお願いします。

【保育を必要とする事由を証明する書類等】

会社等に勤務している方	<p>就労証明書 ※勤務先（勤務予定先）で証明を受けてください。 ※原本のみ受付いたします。（FAX不可） ※就労予定の方は、就労後1ヶ月以内に再度就労証明書の提出が必要です。</p>
自営業の方	<p>就労証明書と <u>職業の証明ができるいずれか1点の添付書類（写）が必要です。</u> 例：所得税・住民税の申告関係書類（直近の確定申告書、青色申告決算書等）、給与明細、業務契約書等、仕事の内容がわかるもの 自営業初年度の方は、営業許可証、開業届など</p>
育児休業中	<p>復職予定日が明記された就労証明書が必要です。 <u>【育児休業からの復帰に伴う申込での注意】</u> ・年度当初から育児休業の対象となっている子の入所を希望する場合、令和7年4月15日以前に復職することが条件となります。 ・年度途中の入所の場合は入所日から15日以内の復職が条件となります。 ※復職後1ヶ月以内に再度就労証明書の提出が必要です。</p>
出産予定の方	<p>母子健康手帳（写） ※表紙（母の氏名が記載されたページ）と出産予定日を記入したページのコピー又は出産予定日が明記された書類のコピー ※産後の場合はお申し出ください。</p>
病気療養中の方	<p>診断書 ※日常の保育ができないこと及びその期間が明記されていること。 ※入院・通院中又はかかりつけの病院の医師に証明を受けてください。 ※診断書は幼保支援班に様式があります。必要な方はお申し出ください。</p>
心身に障害のある方	<p>身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、療育手帳（写） ※日常生活活動が著しく制限される障害があり保育することが困難なことが確認できるもの。</p>
親族の看護、介護をしている方	<p>介護状況申立書 及び 診断書、身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、介護保険証（写） ※申立書には看護・介護を受ける方の看護又は介護等が必要なことが明記されていること。 ※申立書、診断書は幼保支援班に様式があります。必要な方はお申し出ください。</p>
災害復旧に従事している方	<p>災害復旧申立書 及び 災証明書 ※申立書は幼保支援班に様式があります。必要な方はお申し出ください。</p>
就学中・技能取得中の方	<p>就学（就学予定）申立書 及び 学生証のコピー又は在学証明書 及び 時間割表・カリキュラム表などで就学日数及び就学時間のわかるもの ※申立書は幼保支援班に様式があります。必要な方はお申し出ください。</p>
求職活動中、起業準備中の方	<p>求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書 ※新規入所の場合、入所後90日以内に就労することを書面により誓約すること。 ※90日以内に就労できる見込みがない場合、一回に限り「ハローワーク受付票」等の提出により再度90日間認定することができますが、その後就労証明書等の提出がない場合は、保育の実施基準に該当しないと判断し退所していただくこととなります。 ※様式が必要な場合はお申し出ください。</p>
虐待、DVのおそれがある方	<p>配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等</p>



認定こども園への入所申込方法



香美市には、幼稚園型認定こども園の
土佐山田幼稚園と第二土佐山田幼稚園があります。

【認定こども園とは】

認定こども園は、幼稚園と保育所の両方の良さをあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。
保護者の働いている状況に関わりなく、どのお子さんも、教育・保育を一緒に受けることができます。

【入所申込の提出場所・提出期限】

1. 令和7年度4月当初からの入所を希望する方

《 受付期間 》

1号認定
(教育希望)

令和6年11月1日(金)～

2・3号認定
(保育希望)

令和6年12月2日(月)～令和6年12月13日(金)まで
(土日除く)

《 入所申込先 》

1号認定
(教育希望)

⇒ 認定こども園 土佐山田幼稚園
認定こども園 第二土佐山田幼稚園

2・3号認定
(保育希望)

⇒ 香美市教育委員会 教育振興課幼保支援班(本庁舎2階3番窓口)

※ 郵送での受付は、原則行いません。特段の事情のある方は、事前にご連絡ください。
※ 入所申込には、家庭の事情を説明できる方がお越しく下さい。

2. 令和7年度 途中入所を希望する方

《 入所申込先 》

1号認定
(教育希望)

⇒ 認定こども園 土佐山田幼稚園
認定こども園 第二土佐山田幼稚園

2・3号認定
(保育希望)

⇒ 香美市教育委員会 教育振興課幼保支援班(本庁舎2階3番窓口)

※ただし、定員に空きがない場合は入所できません。待機となります。

【 入所申込に必要な書類について 】

1. 1号認定の場合（教育を希望の方）

【新規申込児童】

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）
- ◆ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）に係る個人番号提供書
- ② 教育・保育施設等入所申込書

【継続申込児童】

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）

※ 新規申込児童・継続申込児童ともに、ひとり親世帯又は入所児童と同居（生計が同一）の方が在宅障害児（者）の場合で、利用者負担額等の軽減を受ける場合は「⑥利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書」の提出も必要です。

2. 2号・3号認定の場合（保育を希望の方）

【新規申込児童】

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）
- ◆ 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）に係る個人番号提供書
- ② 教育・保育施設等入所申込書
- ③ 家庭状況調査票
- ④ 保育を必要とする事由を確認できる書類（8ページ参照）
提出が必要な方は、入所児童の父母又は現に児童を扶養している保護者です。
- ⑤ 保育利用時間申請書（2ページ参照）
- ⑥ 利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書（該当者のみ提出必要）
※ひとり親世帯又は入所児童と同居（生計が同一）の方が在宅障害児（者）の場合で、利用者負担額等の軽減を受ける場合に提出してください。

【継続申込児童】

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）
- ④ 保育を必要とする事由を確認できる書類（8ページ参照）
提出が必要な方は、入所児童の父母又は現に児童を扶養している保護者です。
- ⑤ 保育利用時間申請書（2ページ参照）
- ⑥ 利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書（該当者のみ提出必要）
※ひとり親世帯又は入所児童と同居（生計が同一）の方が在宅障害児（者）の場合で、利用者負担額等の軽減を受ける場合に提出してください。

1号・2号・3号の新規申込児童は申込の際に、下記のものをお持ちください。

- 1. 保護者（申請者）の方の個人番号を確認できる書類（いずれか1点）
個人番号カード・通知カード・個人番号記載の住民票の写し
- 2. 入所申し込みの手続きに来られる方の本人確認に必要な書類（いずれか1点）
個人番号カード・運転免許証・パスポート・身体障害者手帳などの顔写真付きのもの
※健康保険証・介護保険被保険者証・国民年金手帳などの場合は2点必要です。

※ 虚偽の就労証明を添付するなど不正な申込をされていた場合、入所が取り消されます。

※ 個人番号提供書を提出されない方は、令和6年度所得課税証明書が必要です。

【 入所申込書提出の際の注意点 】

- * ①～⑤の書類は、入所の必要性（児童の日中の保育が困難な状態にある世帯であること、保育が必要な程度）の確認のために必要です。必ず受付期間中にご提出ください。書類の提出があるまで、入所申込は受理することができません。
- * 保育を必要とする事由を「就労」とする場合、就労時間は月48時間以上とします。
- * 父又は母等の税額が不明な方のいる未申告世帯の場合、課税資料がないため、最高額の利用者負担額を納めて頂くようになります。なお、提出後の利用者負担額の再計算は、提出の翌月（初日の場合は当月）からとなりますのでご注意ください。

令和7年4月入所申込チェックシート（継続）
 【受付場所】現在利用している教育・保育施設
 【受付期間】書類配布～令和6年11月15日（金）

	確認	提出書類
必須書類	<input type="checkbox"/>	施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）
	<input type="checkbox"/>	保育利用時間申請書

	保育の必要な事由	【2・3号】保育を必要とすることを証明する書類
【2・3号】 保育を必要とすることを証明する書類	就労	<input type="checkbox"/> 就労証明書
		<input type="checkbox"/> 経営者本人の場合は営業の確認ができるもの
	妊娠・出産	<input type="checkbox"/> 母子健康手帳（写）
	疾病	<input type="checkbox"/> 診断書
	障害	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）
	介護、保険	<input type="checkbox"/> 介護状況申告書（介護対象者の方の書類）
		<input type="checkbox"/> 診断書
		<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、介護保険証（写）
	災害復旧	<input type="checkbox"/> 災害復旧申立書
		<input type="checkbox"/> り災証明書
	就学等	<input type="checkbox"/> 就学（就学予定）申立書
		<input type="checkbox"/> 在学証明書または合格通知書
		<input type="checkbox"/> 時間割
求職活動	<input type="checkbox"/> 求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	
虐待、DV被害	<input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等	

	確認	提出書類
世帯状況が必要になつて書類	<input type="checkbox"/>	令和6年度所得課税証明書（令和5年分）
	<input type="checkbox"/>	令和6年度保育料（簡易）申告書（令和5年分）
	<input type="checkbox"/>	障害者手帳（写）、特別児童手当証書（写）のいずれかの書類
	<input type="checkbox"/>	利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書

令和7年4月入所申込チェックシート（転園）
【受付場所】 教育振興課幼保支援班、香北分室、物部分室
【受付期間】 令和6年12月2日（月）～13日（金）

	確認	提出書類
必須書類	<input type="checkbox"/>	施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）
	<input type="checkbox"/>	保育利用時間申請書
	<input type="checkbox"/>	保育所等転園申込書

	保育の必要な事由	【2・3号】保育を必要とすることを証明する書類	
【2・3号】 保育を必要とすることを証明する書類	就労	<input type="checkbox"/>	就労証明書
		<input type="checkbox"/>	経営者本人の場合は営業の確認ができるもの
	妊娠・出産	<input type="checkbox"/>	母子健康手帳（写）
	疾病	<input type="checkbox"/>	診断書
	障害	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）
	介護、保険	<input type="checkbox"/>	介護状況申告書（介護対象者の方の書類）
		<input type="checkbox"/>	診断書
		<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、介護保険証（写）
	災害復旧	<input type="checkbox"/>	災害復旧申立書
		<input type="checkbox"/>	り災証明書
	就学等	<input type="checkbox"/>	就学（就学予定）申立書
		<input type="checkbox"/>	在学証明書または合格通知書
		<input type="checkbox"/>	時間割
求職活動	<input type="checkbox"/>	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	
虐待、DV被害	<input type="checkbox"/>	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等	

	確認	提出書類
世帯状況が必要になっ て書類	<input type="checkbox"/>	令和6年度所得課税証明書（令和5年分）
	<input type="checkbox"/>	令和6年度保育料（簡易）申告書（令和5年分）
	<input type="checkbox"/>	障害者手帳（写）、特別児童手当証書（写）のいずれかの書類
	<input type="checkbox"/>	利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書

令和7年4月入所申込チェックシート（新規）
 【受付場所】教育振興課幼保支援班、香北分室、物部分室
 【受付期間】令和6年12月2日（月）～13日（金）

	確認	提出書類
必須書類	<input type="checkbox"/>	施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）
	<input type="checkbox"/>	施設型給付費・地域型保育給付費教育・保育給付認定（変更）申請書（現況届）に係る個人番号提供書
	<input type="checkbox"/>	教育・保育施設等入所申込書
	<input type="checkbox"/>	保育利用時間申請書
	<input type="checkbox"/>	家庭状況調査票

	保育の必要な事由	【2・3号】保育を必要とすることを証明する書類	
【2・3号】 保育を必要とすることを証明する書類	就労	<input type="checkbox"/>	就労証明書
		<input type="checkbox"/>	経営者本人の場合は営業の確認ができるもの
	妊娠・出産	<input type="checkbox"/>	母子健康手帳（写）
	疾病	<input type="checkbox"/>	診断書
	障害	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）
	介護、保険	<input type="checkbox"/>	介護状況申告書（介護対象者の方の書類）
		<input type="checkbox"/>	診断書
		<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳（写）、精神障害者保健福祉手帳（写）、介護保険証（写）
	災害復旧	<input type="checkbox"/>	災害復旧申立書
		<input type="checkbox"/>	り災証明書
	就学等	<input type="checkbox"/>	就学（就学予定）申立書
<input type="checkbox"/>		在学証明書または合格通知書	
<input type="checkbox"/>		時間割	
求職活動	<input type="checkbox"/>	求職活動・起業準備状況申告書兼誓約書	
虐待、DV被害	<input type="checkbox"/>	配偶者からの暴力被害者の保護に関する証明書等	

	確認	提出書類
世帯状況が必要になる書類	<input type="checkbox"/>	令和6年度所得課税証明書（令和5年分）
	<input type="checkbox"/>	令和6年度保育料（簡易）申告書（令和5年分）
	<input type="checkbox"/>	障害者手帳（写）、特別児童手当証書（写）のいずれかの書類
	<input type="checkbox"/>	利用者負担額（保育料）等の軽減認定のための申立書

【令和7年度 入所申込方法】

児童の状況によって、提出時期・場所・書類が違います。
確認の上、ご提出をお願いします。



START

